

院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、当院における患者及び家族並びに当院に勤務する職員（委託業者含む）の院内感染防止対策として、組織化を図り、積極的に院内衛生管理の万全を期することを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染とは「病院における入院患者および外来患者が現疾患とは異なり新たに病院内で罹患した感染症、または医療従事者が院内において罹患した感染症」を言う。

院内感染予防対策の基本としては、標準予防策（Standard precautions）を実施する。標準予防策（Standard precautions）とは「すべての患者の汗以外の含水性体液由来物質（血液・体液・排泄物等）は感染性物質として取り扱う」ことを前提にした対策であり、あらゆる感染症に対する基本的な感染予防対策である。この予防策に加えて特別の対応が必要となる伝染性病原体の感染経路遮断のために感染経路別予防策を実施する。

病院は患者に清潔で快適な環境を提供し、療養してもらう義務がある。そのため可能な限り病院環境の清浄性に努めるために、感染経路を熟知してその感染源を絶ち、感染経路を遮断する取り組みが必要である。

3. 委員会等の組織に関する基本的事項

院内感染発生時の迅速な対応策及び院内感染の対策、予防及び啓蒙活動を図るため次の組織を設置し定例会として月1回及び必要の都度委員会を開催する。

(1) 感染対策委員（ICT）

医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・リハビリ部門療法士・事務職員

(2) 業務

- 1) 院内感染における問題点の抽出
- 2) 感染対策マニュアルの更新、改訂
- 3) 院内感染の状況把握及び対策
- 4) 針刺し事故に対する対策
- 5) 院内ラウンド（月一回）、感染ラウンド（週1回）の実施
- 6) 感染に対する啓蒙活動（研修会、ICTニュースの発行、手洗い指導）

4. 職員研修に関する基本方針

職員の感染対策の知識が高くなければ、院内感染対策を徹底することはできない。患者及び職員の感染リスクを最小限にするため、院内感染管理の基本的な考え方及び具体的方策について、職員に対し以下の教育・研修を行う。

- (1) 就職時研修の実施及び全職員を対象とした研修会を開催する。
- (2) 施設外研修にも意欲的に参加する。

(3) ICTニュース等で感染管理に関する教育をしていく。(月1回発行)

(4) 院内ラウンド時による手洗い指導も院内研修とする。

5 . 発生状況の報告に関する基本方針

定例委員会(月1回)において、院内検査分離菌の検出状況、院内ラウンド報告、サーベイランス報告、耐性菌情報、インフルエンザ情報等を報告後、管理診療会議にて必要事項を報告する。委員会の議事録及び院内感染報告書はイントラネットを通じて閲覧できる。

6 . 感染症発生時対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる場合は感染対策委員(ICT)が情報収集を行い迅速に感染経路の遮断及び拡大防止に対応する。また必要に応じ臨時委員会を開催する。緊急時感染の情報提供は、イントラネット及び各部署ファックスにて対応する。

7 . 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

院内感染対策指針及び感染対策防止マニュアルはイントラネット(院内サーバー)を通じて閲覧できる。

8 . その他

職員は自らが院内感染源とならないように、定期健康診断を年1回以上受診する。また必要に応じ積極的にワクチンを接種し、健康管理に留意する。

(附 則)

この指針は、平成19年12月1日から施行する。